



global witness

日本の木材輸入はサラワク州における熱帯雨林の破壊と先住民族の土地権の侵害に拍車をかける： 最近の研究と現地調査の結果

要約と提言

ボルネオ島の熱帯雨林は、その文化的・生態学的な重要性が国際的に認知されているが、持続不可能な伐採および農地への転換により深刻な脅威にさらされている。マレーシア・サラワク州では、特にその脅威は深刻である。持続不可能で往々にして違法な伐採が横行し、その後にパーム油および木材を生産するプランテーションに転換されることが増えており、その結果、世界で最も森林減少率の高い地域の一つとなっている。2000年から2012年だけにかけてサラワク州は天然林の面積が15%減少し、近年は森林減少率が増加しており¹、現在、手付かずで残っているのは、サラワク州に元々あった森林の5%未満²となっていることを最新のデータが示している。

日本はサラワク州の木材製品の最大の輸入国であり、同州の全ての木材製品の輸出量の約1/3、合板輸出量の約半分を輸入している³。このため日本の政府と民間部門は、サラワク州の急激な森林減少の解決に取組み、森に依存する先住民族と生物多様性に対してこれ以上被害を及ぼさないよう、緊急に対策を講じる責任がある。

伐採と森林減少は森に生計を頼る先住民族の生活を脅かし、マレーシア憲法の下で認められている共同体の伝統的な土地に対する権利を侵害することも多い。先住民族が提訴した数百件の訴訟が裁判所で審理されている間にも、先住民族が権利を主張するエリアの森は伐採され、農地に転換され続けている⁴。

森林破壊は、サラワク州の世界的に重要な生物多様性に対する脅威でもある。サラワク州の広大な高原地帯は「ハート・オブ・ボルネオ」と呼ばれる国際的に認められた国境をまたぐ自然保護優先区域に含まれている。サラワク州政府は「ハート・オブ・ボルネオ」の一部の地域を自然保護区にすることを提案していた。しかし、これらの地域で甚だしく持続不可能な伐採施業が急激に拡大している⁵。

本稿では、サラワク州の大手伐採会社2社、サムリン・グループとシンヤン・グループの操業に関するグローバル・ウィットネスの現地調査と研究で判明したことについて述べる。近年の幾つかの独立機関による調査が、両社の組織的かつ違法で破壊的な伐採の事実を明らかにしており⁶、サラワク州における伐採施業の環境及び人権問題への更なる証拠を提供している。サラワク州で伐採の影響を受けている先住民族が伐採に抵抗し続け、訴訟を起こしていることを踏まえ、また、上記の証拠に基づき、グローバル・ウィットネスは次の通り提言する：

日本企業は：

- サラワク州からの全ての木材製品の調達に関してデュー・ディリジェンスを行い、その製品が合法かつ持続可能な方法で、人権を侵害することなく生産されていることが第三者によって検証されない限り、その調達を止めること。
- 先住民族が土地権を主張している係争地、違法伐採が行われていることが報告されている場所、または原生林もしくは保護価値の高い森林からの木材を決して調達しないこと。
- 生態学的に脆弱なエリアで、著しく持続不可能な伐採施業を行っていることが人工衛星画像で判明しているシンヤン・グループからの一切の調達をすぐに止めること。

日本政府は：

- 違法な木材製品が日本市場に入ることを禁止し、木材を市場に投入する企業および個人にサプライチェーンに関する厳格なデュー・ディリジェンスを行うことを義務付ける法律を制定することにより、国内外の正当な木材生産者のために公平な市場環境を整備すること。

グローバル・ウィットネスは、本報告書中の申立について、関係企業に問い合わせたが、回答を得ていない。

先住民族の土地に対する権利の主張

サラワク州には、何百年も前から同地の熱帯雨林に生活を頼ってきた先住民族が100万人以上住んでいる。マレーシア連邦政府は先住民族が昔から利用し暮らしてきた土地と森林に対する先住民族の慣習的な権利 (native customary rights, NCR) を認めている。これは、マレーシアが国連先住民族権利宣言を支持したこととも合致する。しかし、サラワク州政府は、これらの権利を土地法に明記することを怠っているため、政府が先住民族の先祖代々の土地を伐採やプランテーション開発のために企業にライセンスを発行したことに対して、裁判所に彼らの権利を申し立てる数百件もの訴訟が起こされている⁷。

幾つかの重要な裁判において、サラワク州の裁判所は、このように訴える先住民族に有利な判決を出し続けているが、その判決だけでは、先住民族の森林や土地での伐採や農地転換を食い止め、コミュニティへの取り返しのつかない損害を賠償するには至っていない。サラワク州の裁判所は、先住慣習権 (NCR) が狩猟、漁業、薬草の採取といった森林の伝統的な利用も対象にしていると解釈しているが、サラワク州政府は、土地法の下で NCR の対象が農耕と居住に限定されると解

釈している⁸。しかし、裁判所が先住民族の土地に対する権利を認めた場合も、訴訟が裁判所の判決を待っている間に係争地の森で伐採や農地転換が続けられることが多く⁹、勝訴も実質的に無意味となっている。

2014年4月にグローバル・ウィットネスは、サラワク州の最大の伐採企業の一つ、サムリン・グループに政府から割り当てられた土地に対する先住慣習権 (NCR) を主張するブナン人たちの3つの村を訪問した。ロング・クロン、ロング・スピガム、ロング・ラマイと呼ばれる各村の住民は、自分たちの森林での伐採を食い止めたいと意志表示し、土地を巡ってサムリン社および政府と長年、争ってきたと証言した¹⁰。このような紛争の多くでは、先住民族が権利を主張する土地で伐採又は植栽を行うためのライセンスをサラワク州政府が企業に与えたことが共通項となっている¹¹。この問題は最近、マレーシア人権委員会 (SUHAKAM) の報告書¹²でも取り上げられたが、今までのところ、サラワク州政府はライセンスを発行する際に NCR に配慮するための改善策を何も講じていない。

サムリン・グループとシンヤン・グループによる破壊的な伐採の形跡

サムリン社とシンヤン社による違法かつ破壊的な伐採施業は以前行われた独立機関の調査により証拠が確認されている¹³。本稿の付録にあるグローバル・ウィットネスが最近入手した高解像度の衛星画像および現地調査の結果は、サラワク州における森林ガバナンスがこれらの問題を今なお抱え続けていることを示している。

2009年にマレーシアの監査総監は、サムリン社の二つのコンセッションにおいて急斜面および川岸の近くで違法伐採が行われ、土壤浸食と水質汚染を引き起こしていることを発見した¹⁴。その後、2009年に世界最大の政府系年金基金であるノルウェー政府年金基金の倫理委員会が行った調査で、「調べた6つのコンセッション・エリアの全てで、ライセンス条件、規則、その他の条件の違反が繰り返し、広範囲に行われていること」が突き止められ、「同社のこのような受け入れがたい慣行は続くだろう」と判断された¹⁵。倫理委員会の調査は本稿で取り上げているコンセッション T/0413について、河川沿いバッファーゾーンでの皆伐による河川の伐採瓦礫汚染、保護樹種および規定を下回る小径木の伐採、保護樹種の偽タグ付けなどの慣行を発見した。これに対して、サムリン社は、その全ての操業が関連法規に準拠していると主張したが、委員会の所見への反証となる具体的な情報は提供しなかった。2010年にノルウェー年金基金は、調査結果を踏まえて、保有していたサムリン社の株を売却することを決断した。

2012年にグローバル・ウィットネスが行った調査は、本稿で取り上げているシンヤン社のコンセッション T/3342において、急斜面での違法な陸上伐採および伐採道路建設のための過剰な森林の整地を発見した¹⁶。当時の人工衛星画像では、「ハート・オブ・ボルネオ」保全地域内のダヌム・リナウ国立公園候補地および拡張地域候補地で伐採が行われていることが見られた。

本稿の付録にあるサムリン社のコンセッション T/0413、T/0412、T/0411 および T/0390、そしてシンヤン社のコンセッション T/3342 および T/3228 の画像は、両社が「ハート・オブ・ボルネオ」のように生態学的に脆弱なエリア、およびサラワク州政府より保護地区として提案されているエリアで集中的な伐採を続けていることを示すこのデータは、著しい環境への被害が起こっていることを明らかにするだけなく、サラワク州における伐採施業に際しての重要な法的義務の履行状況に関しても重大な疑問を呈する。

両社の違法活動を指摘した過去の独立機関の報告書を考慮すれば、サラワク州に残された最後の手付かずの熱帯雨林においてサムリン社とシンヤン社が行っている極めて破壊的な伐採施業の新しい形跡は、これらの企業から供給される木材製品の合法性と持続可能性を更に疑問せざるを得ない。

結論

サラワク州の木材製品の最大手のサプライヤー 2 社、サムリン・グループとシンヤン・グループが破壊的な伐採を行っていることを踏まえ、バイヤーはサラワク州からの全ての木材製品に関して厳格なデュー・ディリジェンスを実施しなければならない。木材製品が合法で持続可能な方法により人権侵害も先住民族の土地権に関する紛争もなく生産されていることが第三者によって証明されない限り、その合法性もしくは持続可能性を保証することは不可能であり、それらの木材製品の購入によって、保護地区として指定または提案されてい

るエリアの非常に貴重な生物多様性の破壊に拍車をかけていないことを保証することも不可能である。

企業は、各自のサプライ・チェーンが合法かつ持続可能で、人権侵害行為に加担していないことを確認する責任を負う。日本政府は、これらの企業のデュー・ディリジェンスが上記のスタンダードを満たし、違法な木材製品が日本市場に入ることを抑制する法律を制定すべきである。

脚注

1. Hansen, M. C., P. V. Potapov, R. Moore, M. Hancher, S. A. Turubanova, A. Tyukavina, D. Thau, S. V. Stehman, S. J. Goetz, T. R. Loveland, A. Kommareddy, A. Egorov, L. Chini, C. O. Justice, and J. R. G. Townshend. 2013. "UMD Tree Cover Loss and Gain Area." University of Maryland and Google. Global Forest Watchにて 2014年5月28日にアクセス。www.globalforestwatch.org
2. グローバル・ウィットネスの推定値。根拠は次を参照: http://www.globalwitness.org/sites/default/files/library/Sarawak%20myths%20and%20reality.pdf
3. グローバル・ウィットネス「野放し産業」(2013年)8ページを参照。http://www.globalwitness.org/japanmalaysia.
4. 例えば、次を参照: Tr Sandah ak Tabau & 7 Ors v Kanowit Timber Sdn Bhd & 2 Ors, No 21-2-2009 (サバ州・サラワク州高等裁判所シブ支部); Tr Gayan anak Tupai & 3 Ors v Vita Hill Sdn Bhd & 2 Ors, No 21-4-2009 (サバ州・サラワク州高等裁判所シブ支部)
5. グローバル・ウィットネス「野放し産業」(2013年)および本稿のデータを参照。
6. その概要に関してはグローバル・ウィットネス「野放し産業」(2013年)を参照。
7. Bruno Manser Fundの「Sarawak Geoportal」を参照。http://www.bmfmmaps.ch/EN/composer/#maps/1001
8. 例えば、次を参照: Nor Anak Nyawai & Ors v Borneo Pulp Plantation Sdn. Bhd. & Ors, No. 22-28-99-I (サバ州・サラワク州高等裁判所クチン支部、2001年5月12日); Numpang Suntai & 13 Ors v Quality Concrete Holdings Berhad & 6 Ors, No. 22-218-2010-II (サバ州・サラワク州高等裁判所クチン支部、2012年5月21日)。
9. 例えば、次を参照: Tr Sandah ak Tabau & 7 Ors v Kanowit Timber Sdn Bhd & 2 Ors, No 21-2-2009 (サバ州・サラワク州高等裁判所シブ支部); Tr Gayan anak Tupai & 3 Ors v Vita Hill Sdn Bhd & 2 Ors, No 21-4-2009 (サバ州・サラワク州高等裁判所シブ支部)。
10. 例えば、次を参照: Kelasau Naan & 3 Others v. Sarawak Government, Samling Plywood (Baramas) Sdn. Bhd., Samling Timber Sdn. Bhd. & 3 Ors, No. 22-46-98 (サバ州・サラワク州高等裁判所ミリ支部) (T/0411およびT/0412を対象とする伐採ライセンスの発行にロング・クロス、ロング・スピガンおよびロング・サイトの先住民族の村長たちなどが異議申立した訴訟); Lija Agang & 3 Ors v. Samling Plywood(Miri) Sdn Bhd & 2 Ors, No. 21-07-2010 (サバ州・サラワク州高等裁判所ミリ支部) (T/0413を対象とする伐採ライセンスの発行にバ・ジャヴィ村の先住民族の村長などが異議申立した訴訟); Balare Jabu & 4 Ors. v. Merawa Sdn Bhd, Sarawak Government & 1 Ors, No: 22-21-2007 (サバ州・サラワク州高等裁判所ミリ支部) (サムリン・グローバルの子会社であるMerawa Sdn Bhd.へのT/0390を対象とする伐採ライセンスの発行にロング・ラマイの先住民族代表者などが異議申立した訴訟)。
11. 例えば、次を参照: Jawa Lawing & 7 Ors. v. Shin Yang Forestry & 4 Ors, No. 22-11-2004 (サバ州・サラワク州高等裁判所ビントゥル支部) (シンヤンのオイルパーク・プランテーションにプラガ地域の先住民族などが異議申立した訴訟); Nyalang Tahe & 5 Ors v. Samling Plantation & 2 Ors, No. 22-62-2002 (サムリンのオイルパーク・プランテーションにプラガ地域の先住民族などが異議申立した訴訟)。
12. SUHAKAM, Report of the National Inquiry into the Land Rights of Indigenous Peoples. 2012. Sec. 7.6.
13. 例えば、次を参照: Malaysian Auditor-General, Laporan Ketua Audit Negara, Aktiviti Kementerian/Jabatan/ Agenzi Dan Pengurusan Syarikat Kerajaan Negeri Sarawak, Tahun 2008, 2009, p. 68-91. https://www.audit.gov.my/docs/B1/4Auditor%20General's%20Report/2States/Sarawak/3.SARAWAK_aktiviti.pdf; Council on Ethics, The Norwegian Government Pension Fund Global, To the Ministry of Finance, Recommendation of 22 February 2010, http://www.regeringen.no/upload/FIN/etikk/Recommendation_Samling.pdf; グローバル・ウィットネス、「さあ、森のない未来へ」(2012年11月) http://www.globalwitness.org/hsbc
14. Malaysian Auditor-General (2009年) 前掲書81ページ。コンセッションT/3112およびT/3284が調査の対象であった。
15. Council on Ethics of the Norwegian Pension Fund, 前掲書41、42ページ。倫理委員会は次のコンセッションに関する調査を行った:T/9082,T0390, T/0411, T/0413, T/0404 (LPF/0021)およびT/0294。
16. グローバル・ウィットネス、「さあ、森のない未来へ」前掲書。

以下の衛星画像および現地調査からの写真は、サラワク州の木材製品の最大手サプライヤー2社、サムリン・グループとシンヤン・グループが破壊的な伐採を行っている証拠を示す。先住民族が権利を主張するエリア、生態学的に脆弱なエリア、およびサラワク州政府より自然保護地区として提案されているエリアでの伐採の深刻さを見ることができる。

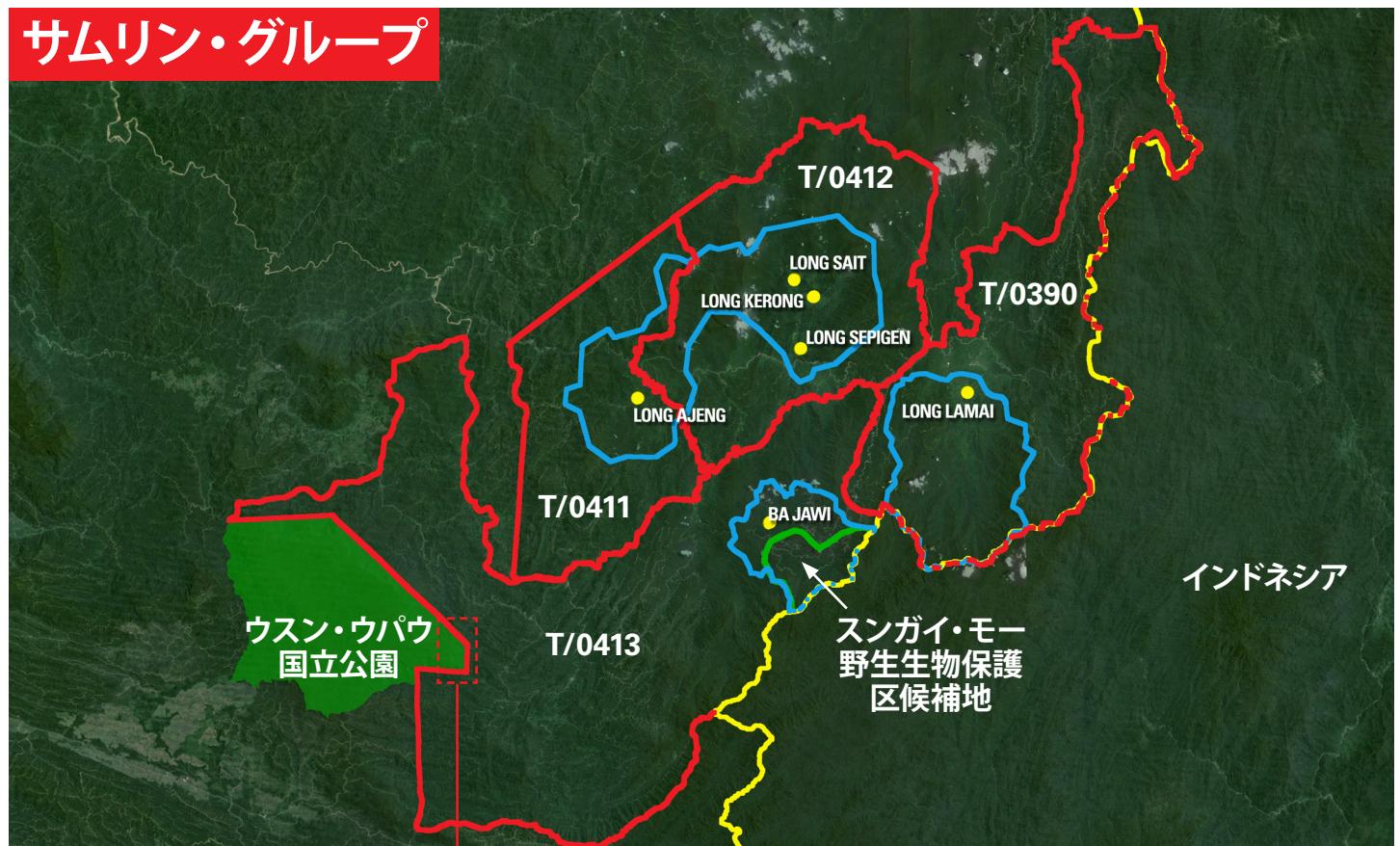


図1(上)：サムリン社の伐採権エリア、先住民族が権利を主張する土地と自然保護区候補地に重複

サムリンの伐採ライセンス T/0411、T/0412、T/0413 および T/0390（赤線内）はロング・ラマイ、バ・ジャウイ、ロング・サイット、ロング・スピゲンおよびロング・アジェンというブナ人の村々が権利を主張する土地（青線内）およびスンガイ・モー野生生物保護区候補地（緑線内）と重複する。隣接するウスン・ウパウ国立公園は濃い緑色に色付けされている。黄線はインドネシアとの国境。背景は Google Earth の人工衛星画像

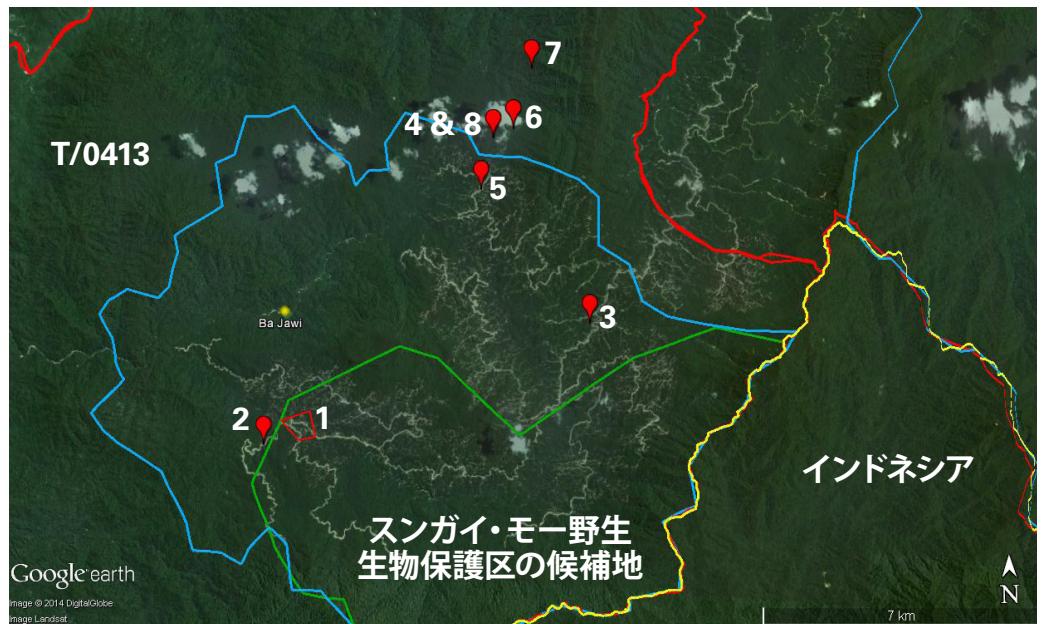


図2(左)：国立公園内の伐採

2013年2月時点の人工衛星画像は、最近ウスン・ウパウ国立公園（緑線内）の中でサムリン伐採ライセンス T/0413（赤線の囲み）からのアクセスにより大規模な伐採が行われたことを示す。サラワク州では、官報公告済みの国立公園でこのような伐採を行うことは通常禁止されている。左は上の赤色の長方形のエリアの拡大図。伐採個所が黄色い矢印で示されている。

図3(上)：先住民が主張する土地及び保護区候補地での集中的な伐採

Google Earth の人工衛星画像は、多国籍優先保護地域「ハート・オブ・ボルネオ」の中にあるスンガイ・モー野生生物保護区候補地（緑線内）の境界線内、そして控訴審でバ・ジャウィ村のブナン人たちが権利を主張している土地（青線内）で 2011 年から集中的な伐採が行われていることを示している。図中の番号は以下の写真の位置を示している。



河川沿いバッファーゾーンでの伐採と道路建設

2012年6月の人工衛星画像および2014年5月の現地調査でサムリン社伐採ライセンスT/0413区域内において、河川沿いバッファーゾーンでの伐採および道路建設による土壤侵食と土砂崩れが観察された。サラワク森林法は通常、川河から20メートル以内でのこのような伐採を禁止し、より大きな河川からはさらに距離を置き、土壤侵食及び堆泥を最小化する努力を行うことを義務付けている。上の Google Earth の人工衛星画像（1）で、赤い矢印は、青線で示した大きな河川沿いで伐採が行われた場所を示している。左写真（2）は同じ河川沿いの隣接地での伐採と土壤浸食の様子。



河川のバッファーゾーンでの伐採と土壤侵食

サムリンの伐採ライセンス T/0413 区域では、伐採および林道建設による土壤浸食と土砂崩れにより、広範囲な環境破壊と河川の汚染の例が見られる。これらの写真は現場調査団により 2014 年 5 月に図 3 で示された位置で撮影された。



10.05.2014-11.14



11.05.2014-09.28



11.05.2014 09.19

伐採による林冠の著しいダメージおよび道路建設による土砂崩れ

サムリンの伐採ライセンス T/0413 区域で最近の集中的な伐採による、先住民族が利用してきた健全な森林における甚大な被害と、急斜面での道路建設による土砂崩れ。左の写真は現場調査団が 2014 年 5 月に撮影。それぞれの位置は 2012 年 6 月に撮影された Google Earth からの人工衛星画像（上）の番号で示されている。衛星画像は Digital Globe©2014 が提供。





サムリンの伐採ライセンス T/0413 区域では急斜面での伐採と道路建設が広範囲に行われた結果、健全な状態にあった森林の林冠に甚大な被害が起き、土砂崩れも発生している。この写真は現場調査団が 2014 年 5 月撮影。

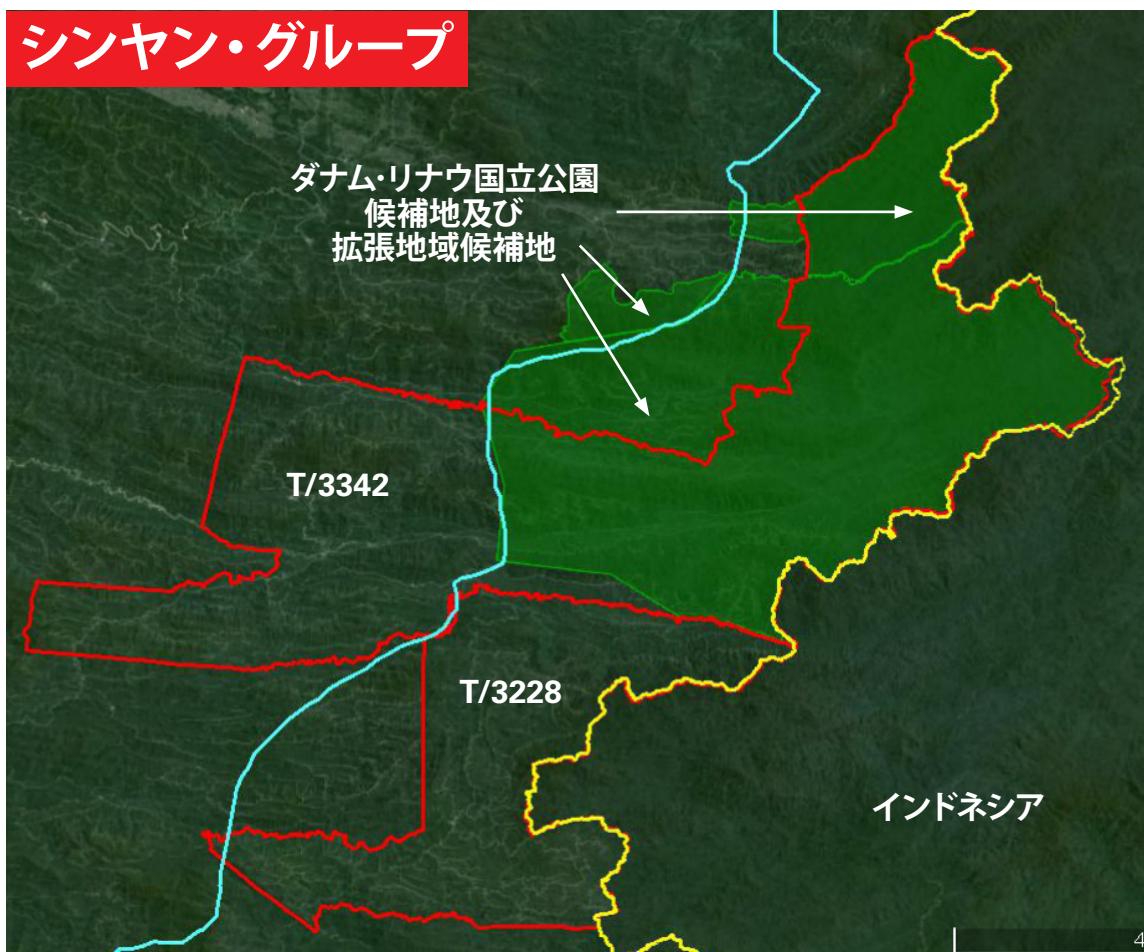


図 4：シンヤン社の伐採権、国立公園候補地と優先保護地域「ハート・オブ・ボルネオ」の重複

シンヤンの伐採ライセンス T/3342 と T/3228（赤線内）は、多国籍優先保護地域「ハート・オブ・ボルネオ」（青線内）の中のダナム・リナウ国立公園候補地及び拡張地域候補地（緑色の網掛け）と重複する。黄色い線はインドネシアとの国境。

図5（上）：シンヤンの伐採ライセンス T/3342 区域での国立公園候補地（緑線の囲み）および「ハート・オブ・ボルネオ」（水色の境界線）の手付かずの森が最近伐採されたことを示す高解像度の人工衛星画像

右：青線で示された河川沿いで集中的な伐採、土砂崩れと土壤侵食。河川のバッファーゾーンでの伐採例は矢印で示されている。川は部分的に堰き止められており、ひどく汚染されている。

右下：手付かずの森の集中的な伐採による林冠への甚大な被害。

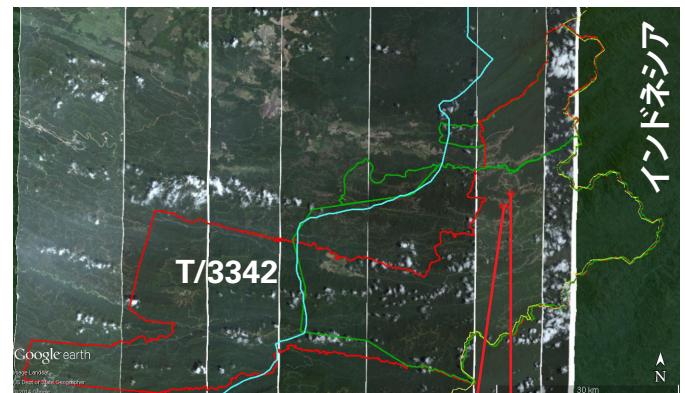
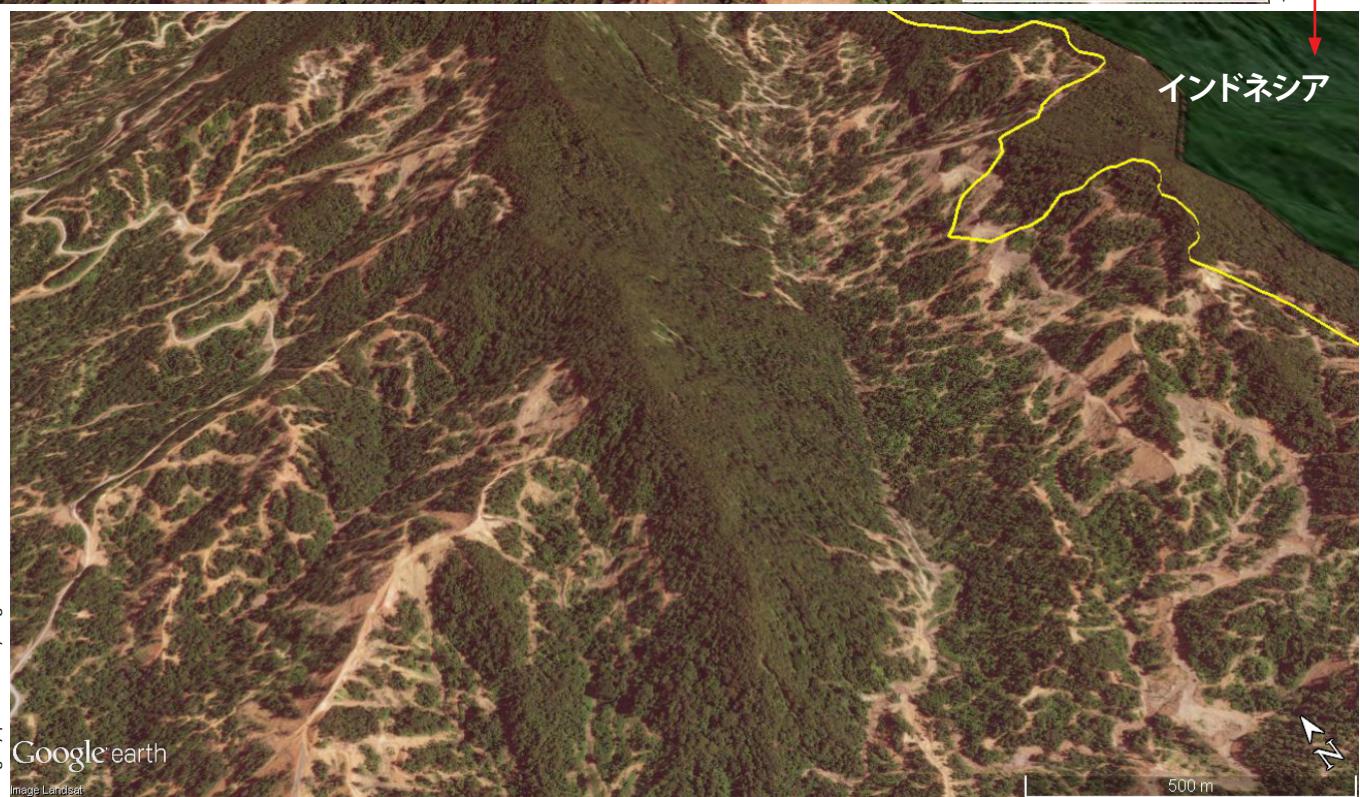
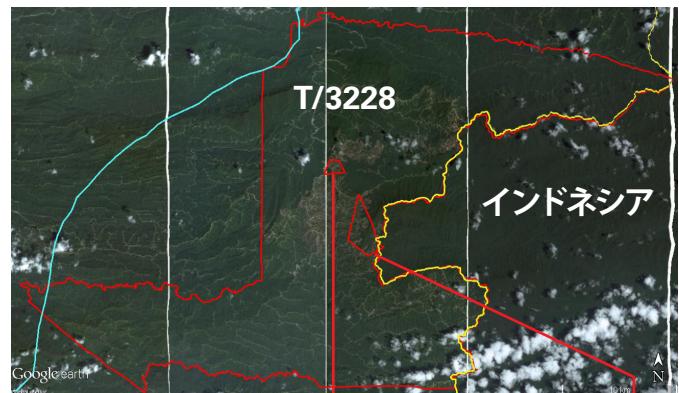


図6（左）：シンヤンの伐採ライセンス T/3228 区域（赤線）での「ハート・オブ・ボルネオ」（水色の境界線）の森が最近集中的に伐採されたことを示す高解像度の人工衛星画像

中央：集中的な伐採による林冠への甚大な被害。

下：インドネシア国境（黄線）の数メートル内及び急斜面での集中的な伐採が大規模な土砂崩れと土壤浸食を引き起こしている。



Global Witness
Lloyds Chambers
1 Portsoken Street
London
E1 8BT
United Kingdom

Phone: +44 (0)207 4925820
Fax: +44 (0)207 4925821
mail@globalwitness.org
www.globalwitness.org

© Global Witness, 2014

US Office
1100 17th Street NW
Suite 501
Washington
DC 20036
United States

Phone: +1 202-827-8673
Fax: +1 202 450 1347

グローバル・ウィットネスは自然資源をめぐる紛争と汚職、及び関連する環境破壊と人権侵害を防止するための調査及びキャンペーンを行います。

グローバル・ウィットネスはイギリスにおいて法人化された有限責任保証会社である。(会社番号 2871809)